相模原市立相模川ふれあい科学館　指定管理者の募集に関する質問の回答

No.	質問	回答
1	募集要項 P42 (3) 成果指標「年間利用者数目標175千人」について ① リニューアル後の年間利用者数目標が平成30年度までは140千人と設定されており、それは貴市において綿密な事業計画を算出され決定したものと理解しています。まず当初の目標である年間利用者数平均を140千人とされた算定根拠をご提示いただけますでしょうか？ 上記を踏まえ、今回の募集成果指標である年間利用者数目標を35千人増の175千人と再設定された算出根拠についてもご提示をお願いいたします。 リニューアル効果による目標の増員は理解ができますが、今回の目標で更なる増員を設定されたということは、新たなリニューアル計画等のご予定があるのでしょうか？ ② 年間利用者数目標を175千人と設定されましたが、ご来場者の大半を占める、自家用車での来館者に対するサービスについてご質問いたします。 現状の駐車場にかかわる整備計画（駐車台数の増加、有料化、舗装などの整備等含む）や対応策について、貴市の見解をお聞かせ願います。	平成30年度までの目標については、平成25年度のリニューアルオープンの際に①オープニング効果による利用者数、②本来の利用者数ポテンシャル、③施設、展示内容の陳腐化による利用者数減、④他市の類似施設の利用者数衰減の視点で、昭和62年11月開館時からの利用者数推移を分析し、年間利用者数目標を140，000人としています。 今回の募集における成果指標「年間利用者数175，000人」の設定については、①現在の利用者数実績②開館時からの利用者数推移と平成25年度のリニューアル後の利用者数推移の比較、③リニューアル効果による利用者数、④他市の類似施設の利用者数衰減の視点から利用者数推移を分析し、年間利用者数目標を175，000人としています。 また、現時点では新たなリニューアル計画や駐車場についての具体的な整備計画の予定はありません。 しかしながら、混雑時の駐車場の確保等については、課題として認識しており、対応策を検討する必要があると考えています。
2	募集要項 P16 オ「利益の還元（ア）趣旨」について ①「計画を上回る利益」とは、収支予算書の利益と理解してよろしいでしょうか？ また、資料9にある「平成28年度から平成29年度までの収支の概要」にあります金額は、税込金額もしくは税前金額のどちらのご提示でしょうか？ 指定管理者が民間企業である場合、損益計算書は税前表示を経営指標とするのが一般的なため、資料9にある収支の概要では、税前利益金額がいくらとなるのか、ご提示をお願いいたします。 ② 利益還元の実施時期につきまして、利益が確定後となると、次年度以降で還元策を実施することが想定されますが、その理解でよろしいでしょうか？ また、毎年利益が利益還元の基準を上回るとは限らないため、累計利益での考え方の導入もご検討いただけますでしょうか？ さらに、指定最終年度の利益確定後の還元についてはどのように想定されておられますでしょうか？	①お見込のとおりです。 また、資料9「平成28年度から平成29年度までの収支の概要」の金額は税込金額を掲示しており、税前利益金額については公表しておりません。 ②利益還元の時期につきましては、決算後（次年度）での実施を想定しております。 また、指定最終年度における利益の還元につきましては、次のパターンを想定しておりますが、この手法に限定されるものではございませんので、より効果的な手法がございましたら、積極的に御提案ください。 A：過年度の収支見通しに基づき一定額の還元を前もって実施する B：還元額を次期指定管理者へ引き継ぐ
3	募集要項 P17 (2) ア「指定管理料の提案」について 年間税込金額「84,746千円」のご提示で、平成28年度との比較において421，180円の増加となっていますが、募集要項 P19「カ 修繕費」においては年間520万円（平成30年度差異 +232万円）となっています。 修繕費を除く指定管理料税込金額は190万円弱の減額となります。指定管理料を減額された根拠をご提示いただけますでしょうか？	指定管理料の積算根拠は公表しておりません。 添付資料9「平成28年度から平成29年度までの収支の概要」を参考としてください。
4	募集要項 P14 2 (3) (イ)「第三者への委託」について 「書面により市の事前承認を得た上で第三者に委託することができます。」とありますが、事業計画書の提出時に委託先を明記しなければ評価対象とすることができません。とすれば、事前承認のタイミングが事業計画書の提出時となるため、事業計画書提出時に委託先との契約書も提出が必要となるのでしょうか？ また、指定管理者契約受託後、やむを得ない事情により事業計画書提出時に予定していた委託先が変更となる場合には、既に評価された点数が減点されることになるのでしょうか？	事業計画書には、「委託予定一覧表」のとおり、業務内容、概算の予算額、第三者委託先選定についての考え方（選定方法、市内事業者等活用）を記載していただければ構いません。 また、指定管理者候補団体の選考にあたりましては、提案内容や申請団体の管理能力等を総合的に評価しておりますので、指定後に評価点の変更はいたしません。

No.	質問	回答
5	募集要項 P30 25「ネーミングライツ」について ネーミングライツ制度導入の有無が明確にされていませんが、通常であれば指定管理者募集と密接に関連するため、貴市として計画があるのであれば導入の有無や概要をご提示いただけることを希望します。 上記を踏まえ、事業計画書におけるネーミングライツの記述については、記載が可能なのかどうかご提示をお願いいたします。	相模原市立相模川ふれあい科学館では、平成26年からネーミングライツを導入しています。 現在のスポンサー企業が当該施設のネーミングライツを継続したい場合には、指定した日までにその旨を通知することで、市と優先的に次期ネーミングライツに関する協議を行うことができます。 また、事業計画書にネーミングライツに関する事項を記述することは可能です。
6	平成31年10月に予定されている、消費税10%導入予定について ① 事業計画書及び収支予算書は、消費税8%での作成でよろしいでしょうか？ ② 消費税が10%に変更となった場合、指定管理料や利用料金改定等、収入や支出に関する事項はどのような対応を想定しておられますか？	①お見込みのとおりです。 ② 【指定管理料の変更について】 「リスク分担表」において、消費税率変更に伴う費用増分は、市が負担することとしております。 【利用料金改定について】 市では「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、定期的な料金見直しを行っており、次回の見直しは、平成32年4月を予定しております。このことから、平成31年10月の消費税率の引き上げのタイミングでの料金改定は実施せず、平成32年4月に、消費税率引き上げに伴うコスト増加分を含めた見直しを実施する予定です。 また、料金改定に伴う指定管理料の取扱いについては、平成28年4月の料金改定時においては、改定後の利用料金の上限額（条例上の利用料金）を基準として市が算出した利用料金収入見込額の結果に基づき、指定管理者と協議を行い、改定後の利用料金の上限額が適用される日以降の期間に係る指定管理料を見直すことといたしました。
7	9月4日実施「提案説明会」について 提案説明会での、各社の持ち時間はどのくらいを予定されていますか？	提案説明会での説明時間は、申請団体数の状況にもよりますが、1団体20分から30程度を予定しています。
8	収支予算書の勘定科目について 現在、指定管理者が提出している勘定科目での作成でよろしいでしょうか？	普段利用されている勘定科目を用いていただいて構いません。 ただし、収支予算書の作成にあたりましては、指定管理業務に要する経費と自主事業に要する経費を切り分けて計上するようにしてください。